

詳しく
知りたい

年金 キーワード

年金制度については難しい用語がたくさんあります。内容を知って、制度への理解を深めましょう。

監修／社会保険労務士 望月厚子



キーワード【基礎年金番号】

使用例 年金の手続き書類に
基礎年金番号を記入した。

年金加入者に付与 される個別の番号

年金加入記録を管理するための10桁の番号で、1997年1月以降、年金加入者一人一人が一つずつ持っています。加入する年金制度が変わるとき、年金事務所等での相談、年金の請求手続きなどの際に必要になります。



自分の基礎年金番号を確認するには……

●以下の書類で確認

- 基礎年金番号通知書
- 青色の年金手帳
- 国民年金保険料の納付書
- 年金証書
- 年金額改定通知書、年金振込通知書 など

●問い合わせ後日郵送してもらう

- 「ねんきん定期便」を用意し、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」や年金事務所等の窓口で問い合わせます。

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」

0570-058-555 (ナビダイヤル)

ナビダイヤルを利用できない場合は

03-6700-1144 (一般電話)



キーワード【在職老齢年金】

使用例 65歳以降も会社で働いているので、
在職老齢年金が適用された。

厚生年金に加入して働く 年金受給者に適用される制度

70歳未満の老齢年金受給者が厚生年金に加入して働く場合※、収入と老齢厚生年金の合計が一定額以上になると、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になります。

※70歳以上で厚生年金の適用事業所で働く場合も対象

2025年度 在職老齢年金の早見表 (60歳以上)

年金受給額(老齢厚生年金の月額)							
収入(総報酬月額相当額)	15	17	19	21	23	25	
	16	15	17	19	21	23	25
	20	15	17	19	21	23	25
	24	15	17	19	21	23	25
	28	15	17	19	21	23	24
	32	15	17	19	20	21	22
	36	15	16	17	18	19	20
	40	13	14	15	16	17	18
	44	11	12	13	14	15	16
	48	9	10	11	12	13	14
	52	7	8	9	10	11	12

(単位：万円)



キーワード【標準報酬月額】

使用例 給与が上がり、
標準報酬月額が変更になった。

社会保険料や年金額の計算基準。
おもに給与に基づいて決定される

毎年4～6月に勤務先から支払われた報酬の平均額をもとに計算します(定時決定)。基本給のほか、通勤手当、残業手当などの諸手当も対象です。固定的賃金が大幅に変わる場合は定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します(随時改定)。



キーワード【高年齢雇用継続基本給付金】

使用例 雇用形態が変わり、賃金が
下がったため、高年齢雇用継続
基本給付金を受け取れる。

60歳時点の賃金と比較し、60歳以後の
賃金が75%未満に下がった場合に
支給される給付金

支給要件は以下のすべてを満たす必要があります。

- 雇用保険の加入期間が5年以上
 - 60歳以上65歳未満の雇用保険加入者
 - 賃金額が60歳到達時点に比べて75%未満に低下
- 給付金は各月の賃金の15%(上限)でしたが、2025年度から法改正により、上限が10%に引き下げられました。引き下げの対象は、2025年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で加入期間が5年ない場合は、加入期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方です。



キーワード【財政検証】

使用例 日本では、5年に1度財政検証がおこなわれている。

年金財政の健全性を検証する仕組み

公的年金制度の健康診断のようなものです。制度を長期にわたって維持していくために、少なくとも5年に1度、年金財政が健全に運営されているかどうかを人口の動向や経済の状況を踏まえながら、定期的にチェックしています。



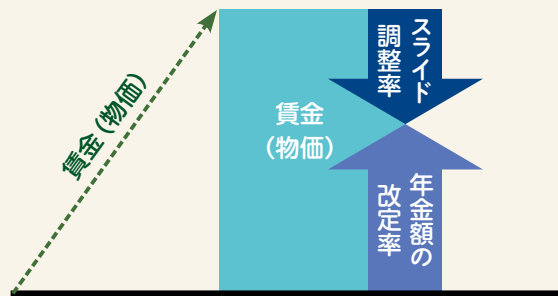
キーワード【マクロ経済スライド】

使用例 マクロ経済スライドが発動し、年金額が改定になった。

賃金変動や物価変動に基づいて年金額を調整する仕組み

少子高齢化が進むなか、現役世代の負担増を抑えるため、年金保険料の水準が定められました。その範囲内で年金給付をやりくりするため、賃金や物価が上がっても年金の給付水準の上昇をゆるやかにするための仕組みとして導入されています。

例 賃金・物価が大幅に上昇した場合…



2025年度も改定がおこなわれました

年金額は、物価や賃金の変動率に応じて決まります。2025年度の年金額の目安となる物価変動率は+2.7%、賃金変動率は+2.3%でした。これにマクロ経済スライドによる調整(-0.4%)をおこない、年金額は前年度比+1.9%となりました。



キーワード【任意加入制度】

使用例 60歳を過ぎたが、国民年金の任意加入制度を利用して保険料を納付した。

年金の未納、未加入、免除期間のある60歳以上65歳未満の方が対象

60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない、納付済期間が40年に届かないといった理由で老齢基礎年金を満額受給できない方は、国民年金に任意加入して保険料を納付することができます。

●押さえないポイント

- 老齢基礎年金を繰上げ受給している方、厚生年金に加入中の方は、任意加入できません。
- 保険料に400円の付加保険料を上乗せすると、将来の年金額を $[200円 \times \text{納付月数}]$ ぶん増やせます。

年金事務所だけでなく、市役所・区役所でも手続きができるのか～！

スマホ決済で払えるところもあるんだって!!



キーワード【年金保険料の追納】

使用例 納付を免除されていた期間の年金保険料を追納した。

過去に納付していなかった年金保険料を支払うことができる制度

保険料の免除または納付猶予の承認を受けた期間があると、全額納付の場合よりも年金額が低くなります。ただし、納期限から10年以内なら保険料を後から納める「追納」ができます。

●押さえないポイント

免除や猶予の承認を受けていない「未納」の保険料は納期限から2年たつと時効で納付できなくなります。未納期間があると障害年金や遺族年金の納付要件に影響する場合も。納付が苦しい場合は市区町村役場などで免除や猶予の申請をしましょう。

お子さん・お孫さんも利用可能「学生納付特例制度」

20歳になると国民年金保険料の納付が義務づけられますが、学生には、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります(学生本人の所得制限あり)。この制度の利用には、市区町村役場などでの申請手続き(郵送可)が必要です。

